

■ 岬町犯罪支援者等支援条例（案）に対する意見募集の結果について

貴重なご意見、ありがとうございました。いただいたご意見と町の考え方は、次のとおりです。

■ 意見募集の概要

- (1) 募集期間 令和5年2月22日（水曜日）から3月13日（月曜日）まで
- (2) 募集方法 岬町役場（情報公開コーナー）、青少年センター、淡輪公民館、岬の歴史館、岬町ホームページで条例案を公表しました。
- (3) 意見提出者 1人（内訳 岬町住民1人、その他0人）

■ 意見の内容

No.	意見	対応方針	修正
1	<p>第8条 見舞金の支給</p> <p>この案では、どのような見舞金がいくら支払われるのかわからない。支払われる金額を明確にするべきでは。</p>	<p>見舞金の支給内容については、先行団体の例も参考にし、規則で明記する予定でした。</p> <p>本町の災害見舞金支給条例では、見舞金を条例で明記していることから、本条例でも見舞金の支給額等を位置付けるよう修正を行います。</p>	<p>（見舞金の支給）</p> <p>第8条 町は、犯罪被害者等が受けた精神的又は身体的な苦痛を慰藉するため、犯罪被害者等に対し、遺族見舞金及び重傷病見舞金（以下「見舞金」という。）を支給するものとする。</p> <p>2 見舞金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) 遺族見舞金 犯罪等の被害により死亡した者（当該犯罪等の発生時において、町民（本町の住民基本台帳に記録されていた者その他規則で定める者をいう。次号において同じ。）であった者に限る。）の遺族として規則で定める者</p> <p>(2) 重傷病見舞金 犯罪等の被害により規則で定める重傷病を負った者（当該犯罪等の発生時において町民であった者に限る。）</p> <p>3 見舞金の額は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 遺族見舞金 300,000円</p> <p>(2) 重傷病見舞金 100,000円</p> <p>4 前3項に掲げるもののほか、見舞金の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p>